

# 本庄第一高等学校学則

学校法人 塩原学園

# 本庄第一高等学校学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、中学校卒業、もしくは所定の資格を有する者を入学させて、教育基本法及び学校教育法に従い、普通高等教育及び専門教育を施して個性の確立に努力し、社会に対して有為なる形成者として必要な素質を養うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、本庄第一高等学校という。

### (位 置)

第3条 本校は、埼玉県本庄市大字仁手字石土手1789番地に置く。

2 本校は、通信教育連携協力施設として、次の学習等支援施設を置く。

名称：サテライトキャンパス Echo BASE

位置：埼玉県本庄市駅南2丁目6-2

定員：90名

## 第2章 課程の組織及び収容定員

### (課 程)

第4条 本校の課程及び収容定員、教育区域は次のとおりとする。

全日制課程

普通科 1050名（男・女）

通信制課程（単位制） 教育を行う区域（埼玉県・群馬県）

普通科 240名（男・女）

2 通信制課程に限定して必要な事項は「通信制課程に関する規程」として別に定める。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

### (修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次の通りとする。

全日制課程 3年

通信制課程 3年以上（在籍最長年数：6年）

### (学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

#### 第7条 全日制課程

学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

#### 通信制課程

1年を分けて、次の前期・後期の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

#### 第8条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月 1日から4月 7日まで

(4) 夏季休業 全日制課程 7月21日から8月31日まで

通信制課程 8月12日から8月16日まで

(5) 冬季休業 全日制課程 12月25日から翌年1月7日まで

通信制課程 12月29日から翌年1月3日まで

(6) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(7) 学校創立記念日 6月 4日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

#### 第9条 本校に入学することができるものは、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

#### 第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前学年の課程を修了した者とする。

2 第2学年以上に編入することができる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考の上校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学書類等その他必要書類に入学検定料をそえて提出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に入学金をそえて提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学・転籍)

第14条 他の高等学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考のうえ転学を許可することがある。

- 2 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするとき、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。
- 3 生徒が本校の全日制課程と通信制課程相互間の転籍を希望するときは、履修及び修得した単位数に応じ相当学年に入学を許可することがある。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保証人連署のうえ、願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するとき、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

- 2 生徒が、病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第18条 留学に関する事項は、別に定める「留学に関する規程」並びに「特別留学生受け入れに関する規程」による。

(出席停止)

第19条 生徒が伝染病にかかり又はその恐れがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌 引)

第20条 全日制課程

生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第21条 生徒及び保護者・保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第22条 校長は、次の各号に定めるいずれかに該当する生徒について除籍することができる。

(1) 生徒の死亡

(2) 第16条に定める休学の期間を過ぎた者

(3) 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに生徒納付金を3ヵ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

第5章 教育課程学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第23条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科・科目及び単位数は別表のとおりとする。

(課程修了・単位修得の認定)

第24条 全日制課程

各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

通信制課程

各科目の単位修得の認定は、生徒の平素の成績（学力試験・添削指導・面接指導の出席回数）を評価し、各学期末において認定する。

(卒 業)

第25条 全日制課程

本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

通信制課程

本校所定の教育課程により、必修教科・科目・選択科目及び総合的な探究の時間の単位を含めて74単位以上を履修し修得し、かつ、30単位時間以上の特別活動の出席により、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第26条 全日制課程

生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

## 第6章 教職員組織

### (教職員組織)

第27条 本校に次の職員を置く。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| (1) 校長   | 1名              |
| (2) 教頭   | 2名 (通信制課程専任1名)  |
| (3) 教諭   | 50名 (通信制課程専任4名) |
| (4) 養護教諭 | 1名              |
| (5) 講師   | 7名              |
| (6) 事務職員 | 9名              |

- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
- 4 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料、入学金及び入学検定料、施設設備資金

### (授業料、入学金及び入学検定料)

第28条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等は次のとおりとする。

#### 全日制課程

授業料 (月額) 38,000円

入学金 220,000円

施設設備資金 (入学時) 80,000円

実験実習費 (月額) 1,000円

納入は、2年に在籍する生徒とする。但し、8月分は徴収しない。

冷暖房費 (年額) 6,000円

入学検定料 22,000円

#### 通信制課程

授業料 (年額) 288,000円

入学金 100,000円

施設設備費 (年額) 62,400円

通信費 (年額) 30,000円

入学検定料 10,000円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料等は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

## 第8章 賞 罰

### (褒 賞)

第29条 成績、性行ともにすぐれた他の模範となる者及び精勤者は、褒賞することがある。

### (懲 戒)

第30条 生徒が、学則その他本校の定める諸規程を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を行う。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とし、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当の理由がなくて出席できない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 第9章 雑 則

### (雑 則)

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

#### 付則

- 1 この学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 2 学則第4条の課程及び収容定員の変更について、本校の全日制課程普通科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず昭和61年度から平成5年度までの間、次の表のとおりとする。

年 度	第1学年	第2学年	第3学年	合 計
昭和61年度	450	400	400	1250
昭和62年度	450	450	400	1300
昭和63年度から 平成3年度まで	450	450	450	1350
平成4年度	400	450	450	1300
平成5年度	400	400	450	1250

- 3 学則第25条の本校に次の職員をおくという規定のうち、教諭、実習助手、講師、事務職員の数については、第25条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度から平成5年度までの間、次の通りとする。

年 度	教 諭	実習助手	講 師	事務職員
昭和61年度	60	5	7	8
昭和62年度	60	5	10	8
昭和63年度から 平成3年まで	60	5	12	8
平成4年度	60	5	10	8
平成5年度	60	5	7	8

付則 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付則 この学則は、昭和63年6月1日から施行する。

付則 この学則は、平成3年9月24日から施行する。

付則 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

但し、入学検定料及び入学金については本庄第一高等学校平成6年度入学試験受験生並びに入学生より適用する。

付則 この学則は、平成6年6月1日から施行する。

付則 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

但し、入学検定料及び入学時施設設備資金については本庄第一高等学校平成9年度入学試験受験生並びに入学生より適用する。

付則 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、入学検定料については本庄第一高等学校平成13年度入学試験受験生並びに入学生より適用する。

指令学事第13-1号（学科廃止）

指令学事第2705号（収容定員変更）

付則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

受理年月日 平成16年12月24日 授業料(月額)、施設設備資金(月額)変更

付則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成25年6月1日から施行する。

付則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

付則 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

付則 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

付則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。  
指令学事第550-1号（収容定員変更）
- 2 学則第4条の課程及び収容定員の変更について、本校の全日制課程普通科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず令和8年度から令和10年度までの間、次の表のとおりとする。

年度	第1学年	第2学年	第3学年	合計
令和8年度	350	450	450	1250
令和9年度	350	350	450	1150
令和10年度	350	350	350	1050

付則 この学則は、令和8年4月1日から施行する。